食金米粉取松主任者

2012年





1.貸金業務取扱主任者とは

貸金業務取扱主任者とは、貸金業務取扱主任者資格試験に合格し、内閣総理大臣の 登録を受けた者をいいます。

貸金業務取扱主任者の制度は、平成15年8月改正貸金業法で創設されましたが、 平成18年12月改正貸金業法の3条施行(平成21年6月18日)から、国家資格である貸金業務取扱主任者の資格試験が開始されました。

4 条施行(平成 22 年 6 月 18 日) 以降、貸金業者は貸金業務取扱主任者を法 令で定める数、営業所又は事務所毎に設置しなければなりません。

2.貸金業務取扱主任者の設置

貸金業者は、営業所等ごとに、主任者の数/貸金業の業務に従事する者の数が、1/50以上となるように、主任者を設置しなくてはいけません。(法12-3)。





3.貸金業者とは

貸金業者とは、法3条第1項の登録(貸金業の登録)を受けた者をいいます(法2)。

1.貸金業とは

貸金業とは、貸付けを業として行うことです(法2)

2 貸金業から除外されるもの。

次のものは、貸金業法で規制しなくても資金需要者等の利益を損なうおそれがないので、貸金業から除外されます(法2)。

【貸金業から除外されるもの】

国・地方公共団体が行うもの(自治体の中小企業向け融資等)

他の法律に特別の規定のある者が行うもの(銀行や政府系金融機関の融資、質屋営業等)

物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

事業者がその従業者に対して行うもの

政令で定めるものが行うもの(令1-2)

労働組合、国家公務員・地方公務員等の職員団体・組合や公益社団法人・公益 財団法人、私立学校法等特別の法律に基づき設立された法人等が行う場合です。

4. 貸金業務取扱主任者の仕事

貸金業務収扱主任者は、貸金業の業務に従事する使用人等の従業者に対して、貸金業に関する法令(条例を含みます)の規定を遵守し、業務を適正に実施するため必要な助言または指導を行います(法12-3)。

従業者は、主任者が行う助言を尊重し、指導に従わなければなりません(法 12-3)。



資格試験資料

1 試験の実施方法

試験方法	筆記試験		
問題数	50 問		
出題形式	4 肢択一方式		
試験時間	2 時間 (13 時 00 分~15 時 00 分)		
試験日	22年11月21日(日)		
解答方式	マークシート方式		
	札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高崎、名古屋、金沢、大阪、		
	京都、神戸、広島、高松、福岡、熊本、沖縄		
試験地	全国 17 地域		
	受験申込者は希望試験地を選択することができます。		
	試験会場は試験機関で決定し通知いたします。		
受験手数料	8,500円(政令で定められています。)		

2 受験手続

			•
郵送申込	申込受付期間	平成 22 年 7 月 1 日	受験手数料振込後、振込
		(木)~9月10日(金)	用紙の控え(A 払込受付
		当日消印有効	証明書)原本を受験申込書
	受験手数料	平成 22 年 9 月 10 日	(団体申込の場合は受験申
	銀行振込期限	(金)	込者一覧)に貼付して、平
			成 22 年 9 月 10 日(金)迄
			(当日消印有効)に簡易書
			留にてご発送願います。
インターネット申	申込受付期間	平成 22 年 7 月 1 日	申込は平成 22 年 9 月 10
込		(木)~9月10日(金)	日(金)17 時迄となります。
		最終日は 17 時 00 分	希望される受験手数料の支
		締切	払方法をよく確認のうえ、平
	振込期限	平成 22 年 9 月 14 日	成22年9月14日(火)中に
	・クレジットカ	(火)	振込または決済願います。
	ード決済		
	・コンビニ決済		
	·指定口座振		
	込		
受験票発送	送予定日	平成 22 年 11 月 4 日	平成 22 年 11 月 11 日(木)
		(木)	迄に受験票が届かない場
			合は、「受験票の未着」欄を
			ご覧ください。
試験	B	平成 22 年 11 月 21 日	
		(日)	
合格発表日		平成 23 年 1 月 12 日	協会ホームページに合格
		(水)	者の受験番号を掲載しま
			す。
			合格者に対して、「合格証
			書」を交付します。

資格試験に関するお問合せ窓口

TEL.03-5739-3867(9時30分から12時、13時~17時30分(土日祝日除く))

3. 試験科目と出題範囲

出題範囲として以下に記載されている関係法令は、当該法律の施行令、施行規則を含むものとします。

法及び関係法令に関すること

関係法令	分野·内容
(1)貸金業法	全般とす
(2)同施行令	る。
(3)同施行規則	
(4)出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	
(5)利息制限法	
(6)貸金業者向けの総合的な監督指針	
(7)事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係13 指定信用情報機	
関関係)(金融庁)	
(8)貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則	
(9)苦情処理及び相談対応に関する規則	
(10)「苦情処理及び相談対応に関する規則」に関する細則 (日本貸金業	
協会)	

注)貸金業法、同施行令及び同施行規則、利息制限法並びに貸金業者向けの総合的な監督指針(金融庁)等の上記関係法令に関連して「債権管理回収業に関する特別措置法」(サービサー法)、「弁護士法」及び「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(e-文書法)を、貸金業の業務に必要な範囲に限定し出題することがあります。

貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること

计八 亚	関係法令		八 取、九泰
法分野	中心法令	関係法令	分野·内容
民事法(民法·商法	(1)民法		第一編総則~第三編を中心
を中心とするその			に第四、五編も含む。
他の関連法令)	(2)商法		第一編総則、第二編第一章
			総則とする。
	(3)会社法		組織形態、代表権、法人格
			に関する事項とする。
	(4)保険法		全般とする。(但し、貸金業
			の業務に必要なものとす
			る。)
	(5)手形法・小切		全般とする。(但し、貸金業
	手法		の業務に必要なものとす
			る。)
		(6)電子記録債	全般とする。(但し、貸金業
		権法	の業務に必要なものとす
		(7)動産及び債	る。)
		権の譲渡の対	
		抗要件に関す	
		る民法の特例	
		等に関する法	
		律	
		(8)電子消費者	
		契約及び電子	
		承諾通知に関	
		する民法の特	
		例に関する法	
		律	
		(9)不正競争防	
		止法	

	T	T	1
民事手続法(民事訴	(1)民事訴訟法		全般とする。(但し、貸金業
訟法、民事執行法	(2)民事執行法		の業務に必要なものとす
及び民事保全法を	(3)民事保全法		る。)
中心とするその他		(4)裁判外紛争	
の関連法令)		解決手続の利	
		用の促進に関	
		する法律	
		(5)民事調停法	
倒産法(破産法、民	(1)破産法		全般とする。(但し、貸金業
事再生法を中心と	(2)民事再生法		の業務に必要なものとす
するその他の関連		(3)会社更生法	る。)
法令		(4)特定債務等	
		の調整の促進	
		のための特定	
		調停に関する	
		法律	
		(5)会社法	第二編株式会社第九章清算
			とする。
刑事法(暴力団員に	(1)暴力団員に		第一章総則、第二章暴力的
よる不当な行為の	よる不当な行		要求行為の規制等とする。
防止等に関する法	為の防止等に		
律、及び犯罪による	関する法律		
収益の移転防止に	(2)犯罪による		全般とする。(但し、貸金業
関する法律を中心	収益の移転防		の業務に必要なものとす
とするその他の関	止に関する法		る。)
連法令)	律		

(3)刑法	第一編第七章犯罪の不成立
(0)/13/2	
	及び刑の減免、同第八章未
	遂罪、同第十一章共犯、第
	二編第十七章文書偽造の
	罪、同第十八章の二支払用
	カード電磁的記録に関する
	罪、同第二十章偽証の罪、
	同第三十五章信用及び業務
	に対する罪、同第三十七章
	詐欺及び恐喝の罪、同第三
	十八章横領の罪とする。
(4) 不正アクセ	全般とする。(但し、貸金業
ス行為の禁止	の業務に必要なものとす
等に関する法	る。)
律	

[中心法令と関連法令の定義]「中心法令」とは、貸金業に関係する法令のうち、貸金業務取扱主任者がその業務を行う際に必要となる規制等を含む法令であり、出題の中心となるものです。「関連法令」は貸金業の業務に必要な範囲に限定し、中心法令に関連して出題します。

資金需要者等の保護に関すること

法分野	関係法令	分野·内容
個人情報保護法(個人情報	(1)個人情報の保護に関する法律	全般とする。(但
の保護に関する法律を中心	(2)金融分野における個人情報保	し、貸金業の業務
とするその他の関連法令	護に関するガイドライン(金融庁)	に必要なものとす
等)		る。)
消費者保護法	(1)消費者契約法	
経済法(不当景品類及び不	(1)不当景品類及び不当表示防止	
当表示防止法を中心とする	法	

その他の関連法令等)	(2)「消費者信用の融資費用に関す	
,	 る不当な表示」の運用基準(消費	
	者庁)	
貸金業法その他関係法令	(1)貸金業法、同施行令、同施 行規則 (2)貸金業者向けの総合的な監 督指針(金融庁) (3)事務ガイドライン(第三分 冊:金融会社関係13指定信用情 報機関関係)(金融庁) (4)貸金業の業務運営に関する 自主規制基本規則、苦情処理及び	全般とする。
	相談対応に関する規則、同細則 (日本貸金業協会)	
	のうち、資金需要者等の利益の保 護に関する部分	

財務及び会計に関すること

分野・内容			
家計診断	(1)家計収支の考え方(収支項目・可処分所得・貯蓄と負債)		
多面形的	(2)個人の所得と関係書類(申告所得・源泉徴収票等の関係書類)		
財務会計	(3)企業会計の考え方(企業会計原則)		
別份云司	(4)財務諸表(損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書・その他)		

注)家計診断及び財務会計には、当分野に関係する法令等(税法、年金関係法その他)が 含まれますが、出題は貸金業の業務に必要な範囲とします。

4 出題根拠となる法令の基準日

- (1) 「貸金業法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、「利息制限法」は貸金業法の完全施行を含む範囲とします。
- (2) 「貸金業者向けの総合的な監督指針」、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係)」、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「苦情処理及び相談対応に関する規則」、「『苦情処理及び相談対応に関する規則」、「『苦情処理及び相談対応に関する規則』に関する細則」は貸金業法の完全施行を含む範囲とします。
- (3) 上記以外の関係法令は平成22年4月1日現在施行されているものを対象とします。

5 科目別出題数の目安

試験科目	出題数の目安
1. 法及び関係法令に関すること	22~28 問
2. 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令	14~18 問
及び実務に関すること	
3. 資金需要者等の保護に関すること	4~6問
4. 財務及び会計に関すること	2~4問
試験科目全体	50 問

注)試験問題数は全体で50問となります。

注)上記の科目別出題数は目安であり、実際の試験問題数とは異なることがあります。

6 平成 21 年度 試験実施結果

	第1回	第2回	第3回	第4回
申込者数	46,306人	17,780 人	16,254 人	9,908人
受験者数	44,708 人	16,597人	12,101 人	8,867人
合格者数	31,340 人	10,818人	7,919 人	5,474 人
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%
合格基準点	30 問 正解	30 問 正解	33 問 正解	31 問 正解

7 平成21年度 試験 第1~3回

第1編 法及び関係法令

	第1回	第2回	第3回
1	貸金業法の用語の定義	貸金業の業務運営	貸金業法の目的
2	主任者	反社会的勢力の被害防 止	貸金業法の用語の定義
3	貸金業の登録	貸金業務取扱主任者	貸金業の業務運営
4	源泉徴集票等	貸金業の登録	登録の拒否
5	マンスリーステートメント	広告·勧誘規制	変更の届出
6	特定公正証書	契約変更時の書面	貸金業務取扱主任者
7	個人信用情報の提供	契約締結時の書面	媒介手数料
8	指定信用情報機関	返済能力の調査	登録標識
9	受取証書	総量規制の例外	返済能力の調査
10	金利の規制	上限利率の規制	貸金業協会
11	利息制限法のみなし利 息	取立て行為の規制	外部委託
12	業務改善命令	債権譲渡等の規制	取立て行為の規制
13	内部管理体制	貸金業者の監督	登録換え
14	業務の適切な運営を確 保するための措置	日本貸金業協会	誇大広告の禁止
15	無登録営業	登録拒否事由	貸付条件の広告
16	変更届	登録の取消し	禁止行為
17	貸付条件の表示·標識 の設置	名義貸し他	受取証書
18	極度方式基本契約	上限利率の特例	契約締結前の書面
19	保証契約と書面の交付	みなし利息	契約締結時の書面
20	過剰貸付の禁止	従業者証	途上与信
21	個人過剰貸付契約	禁止行為	個人過剰貸付契約
22	保証契約と総量規制	受取証書	返済能力の調査
23	生命保険の規制	過剰貸付けの禁止	利息制限法
24	帳簿の設置・保存	途上与信	保証等に係る求償権行

			使の規制
25	取立て規制	帳簿の整備	不祥事件への対応
26	債権譲渡·取立ての委 託	取立て行為の規制	指定信用情報機関
27	協会の業務規定	保証業者の規制	債権譲渡に係る監督
28	禁止行為	指定信用情報機関	広告規制
20	亲 此门饲		【自主規制基本規則】
29	広告規制	指定信用情報機関	取引履歴の開示
29	【自主規制基本規則】		4X コルタルエンノ用・ハ
20	 業務の委託	苦情処理及び相談対	
30	未物の安心	応に関する規則	

第2編 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務

	第1回	第2回	第3回
30			期間の計算
31	契約の成立	代理	保証
32	債務不履行	消滅時効	相殺
33	犯罪収益移転防止法	損害賠償、訴訟、調停	相続の承認・放棄
34	保証	小額訴訟	約束手形
35	物権変動	仮差押え	民事再生法
36	弁済	債権に対する強制執行	強制執行
37	強制執行	申込みと承諾	強制執行
38	相続	保証	未成年者
39	取締役会設置会社	弁済	弁済
40	弁済の委託	物権	利息
41	督促手続	犯罪収益移転防止法	指名債権譲渡
42	破産法の目的	暴対法	民事訴訟

第3編 資金需要者等の保護

	第1回	第2回	第3回
43	個人情報保護ガイド	個人情報保護法	総量規制の例外
43	ライン	総量及即以分	念里が印りひげがりで
44	消費者契約法	広 告 規制	不当な表示の禁止
45	勧誘規制	帳簿の整備	個人情報保護法
46	契約締結前書面	禁止行為	帳簿の整備
47	苦情処理等	苦情への対応	個人情報保護に関す
			るガイドライン

第4編 財務及び会計

	第1回	第2回	第3回
48	企業会計原則の一般	キャッシュ・フロー計算	企業会計原則の損益
	原則	書	計算書原則
49	財務諸表等	家計	企業会計原則の貸借
			対照表原則
50	源泉徴集票等	企業会計原則の一般	返済能力の調査に関
		原則	する記録

8 平成21年度 試験問題 抜粋

問題 貸金業法第 13 条の 2 第 2 項に規定する個人過剰貸付契約に関する次の(1) ~ (4) の記述のうち、その内容が<u>適切でない</u>ものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- (1) 債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る 契約であって、当該貸付けに係る契約の1か月の負担が当該債務に係る1か月の負担を上回る ものは、個人過剰貸付契約に当たらない。
- (2) 不動産の建設もしくは購入に必要な資金又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約は、個人過剰貸付契約に当たらない。
- (3) 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を貸金業者が取得するものは、個人過剰貸付契約に当たらない。
- (4) 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の高額療養費(健康保険法所定のもの)を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約は、個人過剰貸付契約に当たらない。

【解答 1】

問題 意思表示に関する次の(1)~(4)の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ 選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- (1) 詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができる。
- (2) 強迫による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができる。
- (3) 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効であり、この意思表示の無効は、善意の 第三者に対抗することができる。
- (4) 表意者が、重大な過失により法律行為の要素について錯誤に陥って意思表示をした 場合、当該意思表示は無効であり、表意者は、自らその無効を主張することができる。

【解答 2】